

## 令和7年度第3回鎌倉市都市計画審議会 会議録

日 時：令和8年（2026年）1月26日（月）午後2時30分～午後4時00分

会 場：鎌倉市役所 本庁舎2階 全員協議会室

出席者：村山会長、谷口副会長、村瀬副会長、久保田委員、中村委員、岡崎委員、前川委員、森委員、久寿米木委員、永野委員、鎌倉警察署交通課長（植田委員の代理）、藤沢土木事務所工務部長（星名委員の代理）

欠席者：市川委員、町田委員

事務局：服部まちづくり計画部長、井上まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長、村上土地利用政策課担当課長兼都市計画課担当課長、藤原都市計画課担当係長、内田都市計画課担当係長、齋藤職員

関係課：若林都市景観課長、平井都市景観課担当係長

傍聴者：1名

### 次第

1	開会
2	議案 議案第4号 鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について
3	諮問 諮問第6号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について
4	報告 報告第1号 鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について
5	その他
6	閉会

1 開会	
井上次長	定刻となりましたので、令和7年度第3回鎌倉市都市計画審議会を開催いたします。まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長の井上でございます。皆様、本日はご参加いただき、ありがとうございます。ではまず、今回はオンライン併用での開催となりますので、接続の確認をさせていただきます。オンラインでご参加の方、不具合等ございませんでしょうか。不具合等なさそうですので、進めさせていただきます。この先、オンラインでご参加の方におかれましては、会議中、画面はオン、マイクはオフ、としていただき、ご発言時のみマイクをオンとするようお願いいたします。では、ここからは村山会長に進行をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。
村山会長	議長を務めます、会長の村山です。よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたり事務局から報告等をお願いします。
井上次長	本日は、オンライン含め12名の委員にご出席いただいております。また、市川委員、町田委員から事前に欠席の旨、ご連絡をいただいております。出席については、鎌倉警察署

	<p>長の植田委員と藤沢土木事務所長の星名委員から代理出席の希望があり、村山会長と調整の上、鎌倉警察署交通課長の大串（おおぐし）氏、藤沢土木事務所工務部長の松田氏に代理でご出席いただいていることをご報告します。全委員の過半数以上の出席がありますので、鎌倉市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。次に、事務局職員の出席についてですが、資料集にある事務局名簿のとおり、本日は議題の関係で都市景観課から2名が参加しております。また、今回、鎌倉市観光協会の中村委員が委員改選後、初めてのご出席となりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
中村委員	<p>～自己紹介～</p>
井上次長	<p>ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。最後に、会議の公開及び傍聴についてです。本日の会議及び会議資料につきましては、「鎌倉市都市計画審議会会議の公開等に関する取扱要領」に基づき公開いたします。また、市ホームページ及び広報にて傍聴者を募集したところ、1名の傍聴希望があり、村山会長と調整の上、入室いただいていることをご報告します。傍聴の皆さまにおかれましては、事務局から事前にご案内しているとおおり、会議中の発言や拍手等の賛否表明、録音や撮影などはご遠慮願ひます。また、選挙事務の関係で、本会議室にこの後の予定が急遽入ったため、本日は16時を目途に終了できればと考えておりますので、速やかな進行にご協力をいただければ幸いです。以上となります。村山会長、議事の進行をお願いいたします。</p>
2 議案	<p>第4号 鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について</p>
村山会長	<p>それでは、次第に沿って進めます。議案第4号 鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について、事務局からの説明の後、質疑に入ります。事務局から説明をお願いします。</p>
内田係長	<p>都市計画課の内田です。よろしくお願ひします。議案第4号「鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について」、ご説明します。お手元には資料1 都市計画決定図書の抜粋と資料2 スライド資料を配付していますが、パワーポイントを使用してお説明しますので、資料2のスライド資料をご参照いただければと思います。本件は、生産緑地地区2箇所（箇所）の廃止に関する都市計画変更を行うものです。</p> <p>スライドの1ページをご覧ください。それぞれの変更理由です。詳細は後ほどご説明します。</p> <p>スライドの2ページをご覧ください。はじめに、生産緑地地区の概要と指定状況について、ご説明します。本市の生産緑地地区については、平成4年に箇所数139箇所、面積約16.9ヘクタールの当初決定を行い、その後の追加や変更等により、現在では、箇所数120箇所、面積約15.3ヘクタールの生産緑地地区を指定しています。</p> <p>スライドの3ページをご覧ください。生産緑地地区の指定要件について、ご説明します。生産緑地法第3条では、市街化区域内にある農地等で、次の3つの条件に該当する一団のものの区域について、都市計画に定めることができることとなっています。その3つの条件ですが、1点目は、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として</p>

適しているものであること。2点目は、300平方メートル以上の規模の区域であること。3点目は、用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。となっております。画面下の枠内には、生産緑地地区に指定した場合の優遇措置を示しています。

スライドの4ページをご覧ください。生産緑地地区の一般的な解除の手続につきましては、左上の黄色で着色した、「主たる従事者の死亡又は故障」、または「生産緑地指定後30年経過」を起因として、所有者または相続人等から市町村長へ買取申出を行い、買い取らないと決定した場合には農林漁業希望者へのあっせんを経て、希望者がいない場合にのみ生産緑地地区の行為制限の解除を行い、当該生産緑地を廃止する都市計画変更手続を行います。

スライドの5ページをご覧ください。それでは、今回の変更する生産緑地地区について、ご説明します。画面の総括図をご覧ください。赤枠で黄色の星印が廃止箇所となっております。全体図では確認しにくいと思いますので、次のスライドを基に、それぞれのご説明に入りたいと思います。

スライドの6ページをご覧ください。まずは、箇所番号99番の廃止についてです。当該地はお示ししている位置図のとおり、笛田公園の東側に位置しています。

スライドの7ページをご覧ください。黄色の枠で囲んだ区域が廃止となります。所在地は、鎌倉市笛田四丁目1874-1ほか4筆で、都市計画決定の面積は、1390平方メートルです。変更理由は、農業の主たる従事者の死亡により、行為制限が解除されたためです。また、朱書きで記載している筆については他の4筆が死亡による解除を行うことにより指定要件が満たさなくなるいわゆる道連れ解除となります。なお、当該地は平成4年度に指定したもので、30年が経過し、特定生産緑地にも指定されていたので、都市計画法上の手続ではございませんが、特定生産緑地の解除についても令和7年10月23日付けで公示しています。

スライドの8ページをご覧ください。続いて、箇所番号150番の廃止についてです。当該地はお示ししている位置図のとおり、関谷小学校の西側に位置しています。

スライドの9ページをご覧ください。黄色の枠で囲んだ区域が廃止となります。所在地は、鎌倉市関谷字下坪461-1ほか3筆で、都市計画決定の面積は、1240平方メートルです。変更理由は、生産緑地地区の指定から30年が経過し、行為制限が解除されたためです。以上の2箇所が今回の廃止箇所でございます。

スライドの10ページをご覧ください。たった今ご説明しました変更箇所の面積等のまとめです。生産緑地地区の面積は2630平方メートル減となり、箇所数としては2箇所が減ることとなります。

スライドの11ページをご覧ください。新旧対照表です。変更後の、生産緑地地区の箇所数は118箇所、面積は約15.1ヘクタールとなります。

スライドの12ページをご覧ください。現在までの都市計画変更手続の状況について、ご説明します。神奈川県との法定協議を終了し、令和7年10月28日に県から今回の変更について異存なしとの回答を受けました。その後、令和7年12月3日から12月17日までの2週間、法定縦覧及び意見書の受付を行い、その結果、縦覧者、意見書ともにありませんでした。以上のとおり、法定縦覧が終了したことから、都市計画法第19条第1項の

	規定に基づき、本審議会に付議するものです。最後に、今後の予定ですが、本審議会でも決をいただいた後、告示の手続を進めてまいります。以上で議案第4号の説明を終わります。
村山会長	ご説明ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明を踏まえて、ご意見ご質問等はありませんでしょうか。
森委員	市が買い取らないと決定をした後に農業従事者の方にあっせんを行うとありますが、どのくらいの方にあっせんしているのか、その辺の経緯等を伺いたしたいと思います。
内田係長	本市の農業の調整や管理を行っている農水課及び別機関となりますが、農業委員会へあっせんの依頼を行っています。これらの課や委員会からJA（農業協同組合）に依頼し、店舗等で周知していただいています。
森委員	その結果、手を挙げる人がいなかったということでしょうか。
内田係長	おっしゃるとおりです。
森委員	わかりました。以上です。
谷口副会長	都市計画変更については異存ございませんが、一つ教えていただきたいです。生産緑地をこれからどうするのか。指定の基準を拝見すると、増やす方向には難しいという印象を受けます。これからずっと減っていくことになるとは思いますが、市としてどう考えているのか教えてほしいです。
内田係長	生産緑地法では500平方メートル以上が指定要件となっておりますが、我々としたしましては指定基準を300平方メートルまで下げているので、他市よりは指定しやすい状況になっていると考えております。
村山会長	鎌倉市としては300平方メートルまで基準を下げているので、他の自治体に比べると新規に指定しやすいという状況にはありますが、そもそも農業をやっけいこうという方が減ってきている中で、追加指定というのは近年ないかと思うのですが、いかがでしょうか。
内田係長	随時相談は受け付けており、広報を利用して周知させていただいていますが、今のところ少なくなってきているというのが現状です。
村山会長	今日も都市計画マスタープランの議論が後であります。生産緑地地区のあり方についてどのように考えるのかということも検討の中に含まれてきます。中長期的な方針については、その都市マスタープランの改定で議論できればいいかなと個人的には思います。よろしいでしょうか。
村山会長	他にいかがでしょうか。なければ、議案第4号 鎌倉都市計画生産緑地地区の変更について、可決としてよいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	特に異論ありませんので、可決いたします。
3 諮問	第6号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について
村山会長	続きまして、諮問第6号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について、事務局からの説明の後、質疑に入ります。事務局から説明をお願いします。
藤原係長	都市計画課の藤原です。諮問第6号「鎌倉都市マスタープランの改定に向けた取組について」ご説明いたします。お手元には、資料1から資料3まで用意しています。本日の説明

はパワーポイントを使用して行いますので、スクリーンも見ていただければと思います。スライドの右下の番号で1ページをご覧ください。平成27年に発行した現行の都市マスタープランでは、まちづくりに関する様々な方針を11の部門ごとに示しています。このたび、方針ごとに具体的な取組の内容や達成状況について評価を行い、白書としてとりまとめました。この白書の評価結果を踏まえ、令和8年度に行う都市マスタープランの改定に向けた「今後求められる取組」を示しましたので、その方向性の是非について、本日はご審議をいただきたいと考えております。なお、白書は現行の都市マスタープランを評価したものであり、新しい技術やライフスタイルなど、新たな社会経済環境の変化に伴うものについては、今後対応していきたいと思っております。

2ページをご覧ください。都市マスタープランとは何か、についてご説明します。都市マスタープランとは、都市計画法第18条2に位置付けられており、市町村が策定する都市計画に関する基本的な方針です。

3ページをご覧ください。都市マスタープランは、鎌倉市総合計画などの上位計画を踏まえつつ、鎌倉市のまちづくりの方針を定める基本計画です。都市マスタープランの下に、「緑の基本計画」や「景観計画」など、各部門の個別計画が位置付けられる関係となっています。

4ページをご覧ください。鎌倉市都市マスタープランは、当初、平成10年3月に策定しており、計画期間を30年としていました。これまで、平成17年に増補版の策定、平成23年に白書のとりまとめ、平成27年に都市マスタープランの改定を行っており、令和10年3月で計画期間が終了することから、現行の評価と次期都市マスタープランの策定が必要な状況となっています。

5ページをご覧ください。令和10年度までのスケジュールを示しています。改定に向け、令和6年度から見直し作業を進めており、令和8年度から本格的に改定作業を開始します。

6ページをご覧ください。都市マスタープランの評価・検討方法について説明します。見直しに伴い、現行都市マスタープランに掲げる「11の部門別方針」について、評価を実施しました。具体的にどのような評価を実施したのかについて、次ページからご説明します。

7ページをご覧ください。評価の仕方ですが、まず(1)、各部門ごとの具体的な方針に対する評価として、個別の事業や施策に対し、関係課が取組・達成状況について自己評価を行いました。また、この自己評価の内容に対し、都市計画課で評価を行いました。これらを集めたものが、今回の資料3となります。なお、今ご説明した評価の方法については、令和6年度第3回の審議会でも報告しています。次に、(2)ですが、その評価結果を踏まえ、各部門ごとの総合的な評価として、課題の抽出や、今後求められる取組等の評価を行いました。これが、今回の資料2となります。これらの評価結果は、今後の改定の参考として活用していく予定です。

8ページをご覧ください。(1)の具体的な方針に対する評価について説明します。具体的な方針に対する評価は、スライドに示すシートに記入する形で、個々の取組や達成状況

について、関係課が自己評価を行っています。

9 ページをご覧ください。取組や達成状況については、その要因を分けて評価しています。

10 ページをご覧ください。自己評価の実施例です。一例として掲載しています。こちらは、みどり公園課が実施した、歴史的風土特別保存地区の指定拡大についての評価結果です。内容としては、国・県に対し、指定拡大について継続して要望したことや、隣接市との打合せを定期的実施していることなどを記載しています。

11 ページをご覧ください。関係課の自己評価に対し、都市計画課において、今後の方針や妥当性などについて、評価を実施しています。

12 ページをご覧ください。こちらは参考ですが、当初の方針から変更などがあれば、特記事項として右の欄に記載しています。

13 ページをご覧ください。ここからが、(2)の総合的な評価として、各部門ごとの課題の抽出と今後求められる取組をまとめたものです。スライドは4枚ありますので、順に説明します。「1土地利用の方針」では、課題として「少子・高齢化社会において持続可能な土地利用への転換」、「道路等の都市基盤の修復等」をあげており、今後求められる取組として「持続可能なまちに向けた土地利用の誘導」、「計画的な都市基盤整備」としています。「2自然環境の保全・回復の方針」では、課題として「緑地の維持管理」、今後求められる取組として「民間と連携したみどり資源の活用」としています。「3都市景観形成の方針」では、課題として「事業者への景観誘導」、今後求められる取組として「デジタル(3D都市モデル)等を活用した協議等の質的向上」、「カウンタープランの提示」としています。

14 ページをご覧ください。「4循環型のまちづくりの方針」では、課題として「ごみの減量化」、「低炭素化の取組」、今後求められる取組として「安定かつ効率的なごみ処理体制の確立」、「自然エネルギー等の利活用」としています。「5交通システム整備の方針」では、課題として「バスの減便」、「交通不便地域の解消」、「渋滞の解消」、今後求められる取組として「徒歩と公共交通を中心としたネットワークの構築」、「路線バスの維持策やバスの代替となる新たな交通手段の導入」、「交通不便地域等を解消する公共ライドシェア等の導入」としています。「6住宅・住環境整備の方針」では、課題として「市営住宅の老朽化」、「空き家の増加」、今後求められる取組として「市営住宅の集約化」、「空き家の有効活用」としています。「7都市防災の方針」では、課題として「更なる防災力の向上」、今後求められる取組として「津波避難施設の整備」、「防災人材の育成」としています。

15 ページをご覧ください。「8健康福祉のまちづくりの方針」では、課題として「複雑化・複合化した生活課題への対応」、「地域のつながりの希薄化」、今後求められる取組として「高齢者に限らず、子どもや若者世代も含めた必要な支援の実施」、「現役世代の就労・社会参画支援」、「地域のふれあい・交流の場の整備」としています。「9産業環境整備の方針」では、課題として「深沢・大船の工業地の先進化、企業誘致」、「伝統産業・農業・漁業の衰退」、今後求められる取組として「雇用創出や税収増を可能にするような企業の誘致・創出」、「都市ブランド力を生かした伝統産業・農業・漁業の振興支援」としています。

	<p>「10-1 観光の方針」では、課題として「オーバーツーリズムによる市民生活への影響」、「宿泊率・観光消費額の向上」、今後求められる取組として「オーバーツーリズム対策の強化」、「まちの新たな魅力発信による観光リピーターの獲得」、「ラグジュアリーホテルの誘致等、宿泊施設の整備」としています。</p> <p>16 ページをご覧ください。「10-2 文化の方針」では、課題として「文化財の活用」、「文化創造の担い手不足」、今後求められる取組として「文化資源を活かした観光振興、都市ブランド強化」、「文化創造の担い手育成」としています。「10-3 スポーツ・レクリエーション環境整備の方針」では、課題として「ハード整備中心の施策」、今後求められる取組として「スポーツ環境の整備・充実」、「スポーツを通じた経済・観光・国際交流の促進」としています。「11 拠点とゾーンの整備方針」では、課題として「大船駅周辺の再開発事業の延伸」、今後求められる取組として「3つの都市拠点（鎌倉・大船・深沢）の特性にふさわしいまちづくりの促進」としています。</p> <p>最後に 17 ページをご覧ください。以上で説明を終わりますが、本日は冒頭に説明したとおり、現行都市マスタープランの部門別方針の評価を実施したため、それを踏まえた「今後求められる取組の方向性」の是非について、ご審議をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
村山会長	<p>それでは、質疑に入ります。事務局の説明を踏まえ、ご意見ご質問はございますか。特に今後求められる取り組みについて、これで良いかどうかご議論いただきたいわけですが、スライドの説明はかなり簡潔にまとめています。一方でこの白書は膨大な量なので、一番わかりやすいのは今説明のあったスライドの次についている資料 2、各分野の方針、総評(案)というのがありますので、この内容を見ていただいて特に大きな方向性について問題等がありましたら、ご指摘いただきたいと思います。</p>
前川委員	<p>ご説明ありがとうございます。まずマスタープランは総合計画とはどのような兼ね合いになるのかわからなくなってきたのですけれども、別に重なってもよいのでしょうか。これから令和 8 年度に改定されていく総合計画とどのような関係になっていくのでしょうか。</p>
藤原係長	<p>本日のパワーポイント前半、位置付けの図が 3 ページ目にあると思うのですけれども、総合計画の下に位置づけられる関係となっております。こちらの内容については総合計画の改定の内容を踏まえて策定していくことになっております。</p>
前川委員	<p>一つ伺いたいののが、都市景観形成の方針の今後求められる取り組みというところなのですが、この後についている改定のところもあるのですけれども、改定に向けた取り組みについてという資料 1 というのもあるのですが、デジタル等を活用した協議等の質的向上、カウンタープランの提示というのはどういうことなのか、まずそれを教えていただければよろしいですか。</p>
藤原係長	<p>デジタル等を活用した協議等の質的向上の 3D 都市モデルといったものについては、現在国交省が全国的に盛んに各自治体に対して構築を促しているものになっておりまして、本市でも昨年度 3D 都市モデルの基盤となるシステムを整備しております。こういったものは 10 年前に都市マスタープランの改定をしたときにはなかった技術で、近年新たに出てきている新しい技術だと思います。景観だけではなくまちづくりのやり方について活</p>

	用できるということで考えられておりますので、今後の景観協議ですとか自治体の景観の形成について、事業者等とのやり取りに有効に活用できるものではないか、ということで今回取り組みの方に書かせていただいています。
前川委員	今後活用していくという話ということでよいですね。よく見ないとわからないので、わかりました。
井上次長	今カウンタープランについてのご質問もありましたが、まちづくり審議会などでもいろいろな開発動機が出てきて、それに対して市としてどのように助言指導していくかというところもありますけれども、例えば景観の観点を優先すると高さは低く指定しておいた方がいいとか、一方で防災の観点を持ったときに津波避難を考えると屋上を利用できた方がいいとか、商業的な観点で言うと一定程度ビルの高さを高くして何か色々なことができるようにした方がいいとか、そういうカニバリゼーションが生じる中で各課が縦割りで指導をしていくと、結局事業者さんはじゃあどうしたらいいのだろうっていうのがわからなくなってしまうというのが出てくると思うのです。実際そういうことが起きないように、市としてどういったまちづくりや開発がふさわしいのかというところに対して一貫したご提案、事業者さんから届けが出てきたときに政策趣旨が合うような形で、一貫した指導ができる、プランの提示が必要に応じてできるようにする。そういったことを念頭に置いて記載をしているところでございます。ご質問の途中に発言してしまい失礼いたしました。
前川委員	わかりました。まず先程の3D部分についてわかりました。それでカウンタープランの提示について今伺っていて、実は担当課長も本当にご苦労されていることは理解しているのですが、非常に危惧していることがいくつかありまして、一つは東口の看板の話です。これは本当に鎌倉の住民ほとんどの方がだと思いますが衝撃的なことでした。10年以上空きビルになっていた前は大和証券でしたか、もうだんだん諦めて空きビルなのだなと、駅前でも仕方がないかなというところで、本当にあの一等地がずっと空いているということ自体も鎌倉の活性としては非常にマイナスだろうと思いつつ持ち主もいらっしやることなので、なかなか住民は言えないというところがありました。そうしましたら10年以上経って急に出来た施設があまりにもその奇抜な広告で、私も去年の12月18日にオープンしてから見ていまして、本当に担当課長にはきつくいろいろ申し上げてお願いはしているのですが、どうしてこのようなことになるのかというところで、今そのカウンタープランのところが法律上云々大丈夫なのですとか条例パスしていますとか、そういうところのやり取りなのでしょうけど、どうしてこのようなことになってしまうのかなというところ。本当に三菱銀行さんも横浜銀行さんもマクドナルドさんもみんな協力してくださっているところへこのようなことになってしまう、奇抜な赤い表示になっていくというところが理解できなくて、何回もお話しているのですが、このカウンタープランのところでもそのところは、これからは強化がもっとできるようになっていくのかなというふうに思っていますが、その辺のところはどうなのでしょう。
若林課長	都市景観課長の若林です。よろしくお願いたします。カウンタープランということで、今都市マスタープランの方で議論しているのは、建物の建築物に対するものについて意匠形態みたいなものをデジタル化で公募を検討して、将来的にはそういったものでよりよいものにシミュレーションをしていこうというような話で、現在運用している段階で

	<p>は図面などで業者とやっています。今回前川委員からお話があった件につきましては、屋外広告物の協議の関係ということで、建物の建築等とは違うところなのですけれども、いずれにしてもその協議について、今は図面などを用いて丁寧にやり取りをさせていただいているところでございます。将来的にはそういったものが技術の進化で協議をする形になるかと思えますけれども、その協議ですね。今ご紹介ありましたけれども条例等の基準は満たしているとかそういったものはありますが、個別具体の話になってしまうのですけれども、鎌倉駅前の公共的な空間というところの部分について、改めて今業者さんと都度協議をしている状況でございまして、そういった対応をしております。引き続きこういったカウンタプランなどで丁寧な対応ができるような形で、新しい技術などを用いて将来的には行っていきたいと考えております。</p>
前川委員	<p>先ほどの説明で高さの問題ということはわかったのですけれども、あえて申し上げてどこでどういうふうに決めていかれるのかという、本当にいろいろな縦の中での法律上、条例上ということでやっていくので、まちづくり全体という話でなかなかできないというのがもどかしいというか、端的に言えばどうしてこのようなことになってしまうのか、このことが他にどういった影響が出てくるのかというのを心配します。あそこがこうだから他もできますよねという話、西口の話も実は陣屋ビルのところも最初奇抜だった広告もいろいろありましたけど、屋外広告物だということはよくわかっています。10年以上前は鎌倉も屋外広告物についても、今もきっとパトロールされているのだと思いますけれども、私も一緒に歩かせていただいたことも何回もあります。小町通りなども道に看板が出ていたら注意するとか、いろいろとやってきたこともよくわかっています、そうやってやっている上なのに、どうしてこのようになっていくのかということが非常に疑問に思うのと、これが波及していかないようにしてほしいということが、あの問題だけではなくて、そこについて非常に今回課題になっていまして、私も今新年会でいろいろなところで伺うと、どうしてこのようになってしまうのかと言うことをよく聞かれるので私も答えようがなくなり、担当が一生懸命頑張ってくれていますとは言っておりますけれども、これが悪影響になっていかないようにしていただきたいというふうに思っています。ここでしかお話ができないのでさせていただきます。</p>
谷口副会長	<p>ご説明どうもありがとうございました。すごくコンパクトに、シンプルに書いていただいてわかりやすいと思いますので、私も先ほどのカウンタプランとは何だろうと思っていたので勉強になりました。私、交通が専門ということもあるのですけれども、14ページの交通のところは気になりまして、課題の3つ目の渋滞の解消に対応する、求められる取り組みとして、全部に対して繋がっていると思うのですけれども、公共交通を便利にするだけだと車利用者からの行動変容はあまり起こらないので、自家用車での来訪を抑制する施策、主に観光客ターゲットなのかもしれないのですが、そこも検討してはいかがかと思えます。今求められる取り組みの3つとも公共交通系のことが書いてあり、車をどうするのかというところを一つぐらい入れておいてもよいのではないかなと思いました。ロードプライシングは課題が多いようなのでそれ以外の施策で、例えばソフト施策のモビリティマネジメントとかも想定できますし、モビリティマネジメントと具体的に書くことは難しいとは思いますが、という意見です。もしかして観光客をターゲットにする観光のところに書くのか、交通のところに書くのかどうか微妙かなと思って伺ってお</p>

	りました。以上です。
井上次長	谷口先生ありがとうございます。まちづくり計画部の次長の井上です。交通マスタープランの審議の方でもいろいろご意見いただきましてありがとうございます。こちらは都市マスタープランの検討になってまいりますので、モビリティマネジメントのソフト施策の具体のところや、どこまで記載をするかなど、今後検討していく必要があるところですが、今おっしゃっていただいたような観点、渋滞の解消に対して車流入の弊害、車で来るところを抑制するといった観点の一つ、当然重要な観点にはなってくるかと思っておりますので、都市マスタープランでどこまで書き込むか、具体化するかは今後検討になりますけれども、そういった視点も持ちながら、先生に度々おっしゃっていただいている観点は、施策の一つのインプットとして活用させていただければと思っております。ありがとうございます。
永野委員	2点ほどあるのですが、一つはいま議論になっているカウンタープランの提示ですけれども、これの主語は誰なのでしょう。先ほど説明の中で事務局から国の方策に対してというような話がありました。それが主語なのかということ。カウンタープランは本来否定側が持つ考え方ですから、鎌倉市が国の出している施策に対してカウンタープランを提示するというのは、とても重要なことだし、実際そんなことができるのか。カウンタープランというのはディベートの言葉ですから、本来この場所を書いてあっても、具体的に前後の関係からこのカウンタープラン提示という言葉が浮き上がってしまいませんか。それが1点目。それから2点目は、そのページからさらに1枚めくりまして括弧の10番。総評(案)の10番、文化編の下の方です。下から4行目に、具体的に例えば大船のことが出てくるのですが、なぜここで大船が具体例なのかわからないのですが、リブランディングと書いてあるのです。その後に潜在的な大船で現在文化の新しい都市魅力を市が打ち出すのだと書いてあるのですけれども、私はこの意味がよくわからない。大船で何を、鎌倉市は魅力的な現代文化ですよ、現代文化を打ち出そうとしているのか、これは右側のページにいきますと、また下から3行目に同じことを繰り返し書いてあるのですけれども、もう少し具体性がないとこの文章が何か浮いてしまいませんか。以上2点です。
藤原係長	カウンタープランについてですが、ここで言っているカウンタープランというのは、先ほど言いました事業者との景観協議に対して、市の方から提案できるような具体的なプランといったようなことをイメージして書いております。これまで具体的な案の提示とかそういったことがなかなかしにくいような環境にありましたので、こういった3D都市モデルなどを活用して協議の高度化が図れるといいのかなということを書かせていただきました。
村山会長	ではもう一点文化のところ。
藤原係長	資料2の総評(案)の文化について書かれていた文章のことかと思うのですが、抽象的な表現になっていて、わかりにくかったら申し訳ありません。
井上次長	補足をさせていただきます。資料2の10番、総評(案)の文化編というところですが、大船をリブランディングし潜在的な現代文化や都市魅力を市が打ち出すことでの、例えのところで大船を出していますけれども、それが何で大船をわざわざ出したのだということでおっしゃっていただいたと理解しております。そこについてなのですが、別に大船だけである必要は別はないという意味で、例えば大船は旧鎌倉のエリアとはまた違った

	<p>文化であったり風土であるかなというふうに考えておりました、大船という駅、駅前にも色々と商業施設であったり様々な居酒屋であったり松竹通りだったり、そういったものが並んでいる中でその見せ方を、これはあくまで仮説的な話になるので別に何ら確定するような話ではございませんけれども、例えば居酒屋群みたいなもの見せ方を変えて、戦後から昭和、平成にかけて日本のある種文化としての居酒屋群がありますとか、そういう部分を見せ方によってはそういうものを好まれる方々、それはそれで一つ鎌倉市のソフトパワーのようなものになるかもしれないと、そういった観点で鎌倉市民ではなく、外部の方々から旧鎌倉の鎌倉ブランドとして認知されているもの以外にも、新たにそういった魅力を打ち出していける可能性があるのではないかと、そういった発想も持つべきだ、というところで記載をさせていただいているという趣旨です。以上です。</p>
永野委員	<p>わかりました。そうすると最初の質問のカウンタープランというのは、主語は国ではなくて、事業者が出してきたプランに対して、少し否定的に市としても対抗策なり、より良い策を提示する、そのような捉え方でよいのでしょうか。そう理解します。それから2番目の大船なのですけれども、私はこれを否定するわけではないのです。大船をよくぞ見直したなという感じで、実は褒めたいのですけれども、潜在的な現代文化っていうのは近現代文化だと思うのですけれども、これは旧鎌倉の中世史以降の歴史的な収穫に対して、大船という東京渡辺銀行さんがやった田園都市計画、日本を代表する田園都市計画の痕跡が、未だに大船の魅力として残っているのだということを、ぜひここで提示をして欲しいと考えています。</p>
村山会長	<p>景観のところではいくつか意見が出て、私も改めてこれを見て思ったのですけれども、このスライドの13ページはデジタルとかカウンタープランとか、景観協議の中で使う道具に関することしか書いていないのですけれども、より重要なのは資料2にあるように、3つポイントがあると思うのです。1点目は良好な景観形成を引き続き継続するという事、2つ目は景観形成基準の更新やガイドラインの精細化を行うこと、3つ目は協議の効率化高度化だと思うのです。そちらの方が大事で、それをどのようなツールを使ってやるかというのはテクニックの話なので、もちろんこの30年に大きな進展があったわけですが、大事なことは今申し上げた3点なのでスライドの作り方の問題かなとは思いました。強調しているところが少し違っているのではないかと思います。意見です。</p>
井上次長	<p>ありがとうございます。どうしても過去の振り返りと今後という、あくまで過去やったことに対してのところ、少し具体的の方に寄って記載をしてしまった部分があったかなというところで、今先生がおっしゃっていただいたように、抽象度を上げて次期都市マスタープランには活用してまいりたいと思います。</p>
永野委員	<p>スライドで説明があった5ページのスライド番号4番に当たりますけれども、改定に向けてというチャートがあります。その中に令和8年度から改定作業開始と書いてありますが、前回改定するときでしょうか、平成27年の改定の時点では、何かその新しい都市マスタープランを作るために委員会が別にできて、そこに都計審の会長である大方会長が委員として出ていったという経過がありました。この図の中でこれから作業を開始すると書いてありますが、ここには何かそういう特別な委員会みたいなものが発足するのでしょうか、あるいはないのでしょうか。</p>
井上次長	<p>永野委員、ご質問ありがとうございます。そこは最後のところでご説明しようと思ってい</p>

	たところでございますけれども、次期都市マスタープランを改定していくにあたって、小委員会的なものは設置していく必要があると考えておりますので、そこはまた会長含めてご指導を仰ぎながら、設置に向けた検討を進めてまいりたいと思います。
森委員	ありがとうございます。この都市マスタープランの部門ごとの今の課題と今後求められる取り組みという部分については、ここに書いてあるとお理解したのですが、これらの評価をするにあたり、大元となる基本理念とか基本目標というのですか、その部分については変更なく今の通りの内容で進めるという理解でよろしいでしょうか。
井上次長	ありがとうございます。少し質問の趣旨を理解できていないかもしれないので、確認をさせていただきたいのですが、大元の目標が変わらないかというのは次期都市マスタープランをやるときも目指すところは現行都市マスタープランと変わらないのか、というご質問でしょうか。
森委員	(質問趣意説明)
井上次長	はい、承知しました。ありがとうございます。まさに総合計画は今年度改定をするところでございますので、先ほどのご質問もありましたとおり、都市マスタープランというのは総合計画の下に位置する計画になってまいりますので、総合計画が目指すところを踏まえて、都市マスタープランの目指すところも必要に応じて変えていくことになると考えております。
森委員	わかりました。ありがとうございます。ただその目標の部分をしっかり押さえた上で、これらそれぞれの部門別の取り組みを行っていかないと、変な話バラバラな計画になってしまう気がするのですが、その部分はしっかりと大元を押さえた上で、各それぞれの取り組みというふうにしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。
井上次長	ご指摘のとおりかと考えております。市が目指すべき理念の方向性、そしてそれを踏まえてどういうまちづくりの方向性にしていくのかといったことを、次期都市マスタープランを策定する際にはしっかりとその幹となるところ、ピラミッド上位以外となるようなところもしっかりと定めた上で、そこを北極星とするような形で各施策を進めていくというのが、本当にまちづくりの施策を進めていく上で必須であるというふうに考えておりますので、森委員のおっしゃるのと全く同感でございます。
村山会長	そうですね。今回のこの分野別総評(案)というのは、あくまでもこの白書2025の総評ですよね。ですから、これ自体は現行の都市マスタープランの中身について関係部局にもお願いして評価をしたというものなので、その評価ではあるのですが、この30年間でいろいろな社会経済状況あるいは環境の変化が起きましたから、それを踏まえてもう少し理念のところから大きく変えるとか、そういう可能性も十分にあるのだと思います。ですので、ここに書いてある方針だけで作り上げるものではないというふうにご理解いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。 私から一点質問してよいでしょうか。この30年間の大きな変化として、行政のいろいろな基本計画がとても増えたということがあると思うのです。30年前はそれほど分野別の計画の数が多くなかったのが、都市マスタープランで様々な分野についてかなり詳しく書いて、それを方針にしていたと思います。今回も分野別総評を見ると、都市計画そのもので実現するというよりは、それぞれの分野で、例えば健康福祉のまちづくりとか交通とか、産業とかもそうですけれども、それぞれ分野別計画を持っていて、いろいろ議論して

	<p>方針を出しているわけですよね。そちらをメインでやっていくべきこと、分野の方針がここに書かれているのですけれども、ただ分野別計画があつて実際はその分野別計画に基づいていろいろな施策が展開されるということを考えると、都市計画との関係でこの分野のことを語らないといけないのかなというふうに思います。このまとめが悪いと言っているのではなくて、これからマスタープランを改定するときに、例えば景観の話ですといろいろな協議のことは景観法のもとでやるので景観計画に任せておいて、多分問題なのは景観の方針と都市計画で定めている用途地域の指定の間にギャップがあるということですよね。ここでも数年前に議論した小町の地区計画などは、景観上は低層の豊かな住環境というようなことが書いてある一方で、中高層住居なのですよね。そうするとそこでとても問題が生じるわけです。だから、やはり分野別のいろいろな課題があり方針があるのですけれども、それをどう都市計画として展開していくのかということに焦点を当てないと、鎌倉市内のあらゆる政策についてここで議論することになってしまい、それはなかなか手に負えないのかなと思いますし、総合計画がそういう場所であると思うので、都市計画のマスタープランとしてどういうものを作るのかということについても、改定の作業のかなり初期の段階で議論した方がよいかというふうに思います。やはり30年でだいぶ都市マスタープランのあり方も変わってきたというので、これは今後に向けたコメントですので、今日少し整理を拝見して改めて思いました。他にいかがでしょうか。なければ、諮問第6号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について、可決としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	～異議なし～
村山会長	特に異論ありませんので、可決いたします。
4 報告	第1号 鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について
全委員	続きまして、報告第1号 鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について、事務局からの説明の後、質疑に入ります。事務局から説明をお願いします。
平井係長	<p>都市景観課の平井でございます。報告第1号「鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について」報告いたします。</p> <p>景観計画は、景観法第8条に基づく行政計画で、地域の個性に合わせて区域内の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めることができます。本市では、市内全域を計画区域として、平成19年1月に当初計画を策定しました。景観計画は緑の基本計画等と並んで運用される部門別計画で、都市マスタープランの下位計画であります。計画期間は概ね10年と定めており、平成29年3月に改定を実施しました。改定された計画は、平成29年7月から令和9年3月までの概ね10年間を次の計画期間とし、この間、鎌倉らしい景観の形成に取り組んでまいりました。本日は、令和8年度末に現計画の期間満了を迎えるため、現在、計画改定に向けた取組を進めておりますので、その状況について説明いたします。</p> <p>景観計画は、前述のとおり平成19年に策定されたものですが、鎌倉市の景観の取組は昭和39年の1964年の御谷騒動に端を発し、昭和40年代から、旧市街地内での高さ15mの行政指導、屋上広告物禁止の行政指導などを行って参りました。平成7年には、景観法の制定に先立って都市景観条例を独自条例として策定し、景観形成に取り組んでまいりました。景観法の制定を受けて、それまでの取組を体系化したもの景観計画になります。前述のと</p>

おり、現在は平成 29 年に改定された景観計画を運用しておりますが、計画期間の概ね 10 年の間に明らかになった課題や、社会の新潮流を反映して再度改定が必要となっております。景観法第 9 条第 2 項において、景観計画の策定にあたっては、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を伺わなくてはならないことと定められていますが、改定についても同条第 8 項において、この規定を準用することが定められており、あらかじめ、都市計画審議会の意見を伺うことが定められています。

下位計画であります、現行の景観計画の構成についてご説明いたします。序章から第 1 章、第 2 章で計画の目的、基本的な考え方、基本的な方針を示しており、本市の地形、緑地等の都市構造を踏まえて、良好な景観の形成を目指すことが示されています。本体部分は第 3 章、4 章と第 5 章、6 章が二本の柱となっています。第 3 章では市全域にかかる景観形成基準と、第 4 章では特定地区、景観地区などの地区別の景観形成基準を示しています。市全域にかかる景観形成基準は、都市マスタープランの土地利用方針に基づく土地利用類型を定めて、地区別に色彩等の基準を設けています。第 5 章は歴史的建造物や道路・海岸等の景観資源について、第 6 章では建築・土木にかかる公共施設や公共サインについて定めています。第 7 章ではこれらを実現するための方策について示しています。今回の改定では、景観まちづくりの根幹に関わる計画の骨格は踏襲しながらも、これからの景観まちづくりの方針を示すためには、運用の中で明らかになった課題や、景観を取り巻く社会環境の変化を反映させていく必要があります。ここからは計画改定の主な方向性についてご説明いたします。

方向性 1、事後レビューの導入検討について。現在、一定規模以上又は特定の区域内の建築行為については、設計段階においてそのデザインが景観に与える影響について協議を実施していますが、現行基準においては完成後に事後評価を行う仕組みがありません。協議結果の検証やデータ蓄積のためにも、設計時に用いたコンピューターグラフィックスの完成予想図が実際のまち並みの中でどのように見えるのか、設計時に検討した景観への配慮が実際のまち並みの中でどのように機能しているか等について、事後に評価する仕組みを検討します。

方向性 2、夜間景観の検討について。鎌倉は長らく日帰り観光が中心で、夜は暗く、静かな環境が保たれてきましたが、近年のインバウンド増加に伴う夜間経済の拡大や、デジタルサイネージや LED ネオン等の広告技術の革新により、夜間の景観を形成する光環境は本市のみならず大きく変容しつつあります。一方、安全性の確保のための常夜灯や、歴史的建造物等の景観資源のライトアップによる積極的な演出については、推進すべきと考えています。こういった様々な視点をふまえ、夜間景観を形成する光環境について、適切な規制と推進の方針を検討していきます。

方向性 3、SNS 等による表彰・普及啓発の検討について。建築物や屋外広告物等について優良な事例を顕彰し、もって今後の模範とするためにも、新たな表彰制度の構築が有効であるとの認識でいます。若年層の関心を喚起し市民参画を促すため、SNS 等の活用を検討していきます。普及啓発についても、コロナ禍で中断してしまったことなどを踏まえ、様々な状況下においても継続できるような手法としてインターネットを活用した事業について検討します。

方向性 4、DX による景観資源の施策強化について。歴史的建造物の 3D スキャンによる

	<p>デジタルツイン、つまりデジタル空間上での精密な記録の作成、また、オンライン地図を活用した景観資源データベースの作成及び眺望景観の3Dシミュレーションの導入検討など、先端情報技術を活用した景観資源の保存施策の強化について検討します。</p> <p>方向性5、オープンスペースの景観形成の検討について。エリアマネジメントによる道路空間の積極活用の推進や、急速に失われつつある路地景観の魅力の保全、無電柱化の推進等、オープンスペースの魅力を高める施策の推進のための手法について検討を行います。</p> <p>方向性6、自然エネルギー設備の基準の検討について。地球環境問題の解決のため自然エネルギー設備の普及が求められている一方、設備が景観に与える影響が社会問題となっている状況等、これら課題に対応すべく景観への配慮の方針を示します。</p> <p>最後に改定のスケジュールをご説明いたします。今後の予定としましては、市民アンケートや景観審議会での協議、専門家の意見聴取等を行いながら、景観計画の改定素案を取りまとめ、パブリックコメントを行います。現段階におけるスケジュールは別紙のとおりですが、途中、調査事項の追加や、上位計画である都市マスタープランの改定の取組とも整合を図りながら改定作業を進める必要があると考えている。いずれにせよ、都市計画審議会へは、一度、中間報告をさせていただき、その後、景観法第9条に基づき、諮問を経た上で、計画改定を目指したいと考えております。以上で、報告を終わります。</p>
村山会長	<p>それでは、質疑に入ります。事務局の説明を踏まえ、ご意見ご質問はございますか。</p>
久保田委員	<p>二つほど質問があります。この計画を守らなかったときに、それに対するペナルティというのはあるのでしょうか。先ほど前川委員からもございましたが、小町通りの路上の看板とか、いくら注意しても改善されないし、景観も悪いし、危ないという問題もあります。それを注意しても止めないところに対して何かペナルティを科すことはできるのでしょうか。</p>
平井係長	<p>景観計画自体は行政計画でありますので罰則というものを設けることは制度上難しいですが、鎌倉市都市景観条例と鎌倉市屋外広告物条例を当該計画で示した理念に実効性を持たせるために運用を図っております。これらの条例には罰則を定めていますので、広告物についても明らかに条例に違反しているものについては罰則を適用することができます。</p>
久保田委員	<p>罰則を厳しくやっていないから、前川委員がおっしゃるようなことが起こり得ると思うので、ちゃんとやってくださいというのが私のご提案です。あともう一つ、スライド資料6枚目の方向性について、方向性2の夜間景観の検討について歴史的建造物等のことが出ておりました。通常のリフトアップならばわかるのですが、例えばプロジェクションマッピング等といったリフトアップについても検討を考えているのでしょうか。これらを検討することによって推奨していることと同じことになってしまう可能性があるので、お考えを伺えればと思います。</p>
平井係長	<p>ご説明した歴史的建造物等のリフトアップについて考えているのは、例えば、文化の日等のイベント時等に暖色系の穏やかな灯りを用いたリフトアップを行うということを検討しているものであって、プロジェクションマッピング等を想定しているものではございません。また、プロジェクションマッピングにつきましては既にガイドラインを設けておりますので、もし万が一プロジェクションマッピングをしたいというご相談があった場合には、そのガイドラインに基づいて協議をさせていただきますので、ご懸念にはあたら</p>

	ないと考えております。
久保田委員	懸念というより、私は良いと思っています。やれるところはやるべきだと思っています。良い悪いの判断は非常にしづらいと思います。行政が駄目と言ったからできないというものがあるのか、判断基準が非常に難しいところだと思いますが、どのように考えるのかお伺いしたいです。
平井係長	プロジェクトマッピングについては、鎌倉市屋外広告物条例別表第2及び第3の規定による市長が定める基準及び、先ほど申し上げました投影広告物ガイドラインを設けておりますので、これらを満たしているものについては一概に拒絶するものではありません。オリンピック等を契機としまして、国や神奈川県との動向とも合わせて策定したものでございます。しかし、建物や施設の所有者の方からのご相談はこれまでございませんでしたので、運用事例はありませんが、先ほど申し上げた基準およびガイドラインを満たしているものについては拒むものではございません。
久保田委員	ありがとうございました。最後にもう一つだけ、この方向性2の検討は歴史的建造物だけの検討ですか。
平井係長	積極的にライトアップを進めたいと考えているのが歴史的建造物をはじめとした景観資源であって、それ以外のものに対しても、ガイドラインおよび基準は全ての物件に適用されますので拒むものではございません。
久保田委員	ありがとうございました。
森委員	スライド資料6枚目の方向性1、事後レビューの導入ということですが、具体的に評価する仕組みを検討するとなっていますが一体どういうものを考えているのでしょうか。
平井係長	事後レビューにつきまして、将来的には市内で建築される大規模な計画については全て実施されるようになるのが望ましいと考えておりますが、まず現段階では、景観形成協議会が結成されている景観形成地区や、景観形成ガイドラインが定められている若宮大路、小町通り等の地区では設計時に地元住民の方々を交えて設計者と協議を行っておりますので、こうしたエリアにおける一定規模以上の建物を対象に始めていきたいと考えております。
森委員	はい。わかりました。次に方向性3で建築物や屋外広告物等について優良な事例を表彰するとありますけれども、市が考えている優良なものというのはどのようなものと考えていますか。
平井係長	先ほど申し上げたような地元協議会や景観アドバイザー等の外部の先生方のご意見をいただいてデザインされたものの一例と致しまして、若宮大路にあるホテルメトロポリタンなどがございます。このホテルは景観計画の案内パンフレットでも紹介をしていますが、こういったものを広く伝えられるように制度を設けたいと考えております。
森委員	はい。わかりました。建物はわかるのですが、屋外広告物で優良なものとは具体的にどのようなものと考えているのでしょうか。
平井係長	新しく検討して構築しようとしている SNS 等を活用した表彰制度の前に、景観づくり賞という表彰制度をかつて実施していました。そのときのテーマで屋外広告物を取り上げたことがあります。例えば由比ガ浜通りの菊一商店の暖簾のような歴史を感じさせるもの、また新しくできたものでもスターバックスの控えめな広告物なども対象となってい

	ました。
永野委員	久保田委員からあったプロジェクトマッピングですが、実際に鎌倉で行われています。建長寺が昨年の秋、1か月余り、建長寺の敷地を全部使って、建長寺が主催ではなくプロの事業者が入り込んで開催しました。その間は入場料が3,800円でした。業者が入ってくると、果たしてどこまで事業相談ができるのかと非常に私は難しいと思っています。また、方向性1の事後レビューについて質問もありましたが、事後評価を行う仕組みはないと書いてありますが本当にそうでしょうか。私が委員となっているまちづくり審議会では、過去に3回、市長が出した意見書のとおり、事業者が大規模開発でどこまで準じて工事をしたかということ进行现场見学しています。委員会の中で自分たちが発言したことが実際の程度事業者側に活かされているかということを行っています。これはレビューだと思います。こうしたことから全くないわけではないと思います。評価というのはポイント制にすれば簡単でしょうが、具体的にやるとなると難しい。そんな感じを持ちました。
村山会長	私から一点質問です。先ほどの説明の中で、景観計画は都市マスタープランの方針もとの部門別計画なので、具体的には21の土地利用類型区分に基づいて鎌倉市内の景観形成方針と基準が定まっているという説明がありました。これまではスライド3ページにあるように都市マスタープランが改定された2年後に景観計画が作成されていたので、その土地利用類型を変えたとした場合、都市マスタープランに基づいて2年後に景観計画の変更を行っていたと思うのですが、今回、1年先に景観計画ができていきます。都市マスタープランの改定が1年あとになるので、そこで心配したのは、土地利用の類型について変更しないと、両方で決めてしまえば話は早いですが、例えば景観計画の議論の中でこの類型そのものが少し改定が必要となると、都市マスタープランの改定が1年後ですから、その事情も踏まえた土地利用図を考えなければいけません。今までと改定の前後関係が逆になるので、都市マスタープランとの繋がり部分について、どのように調整されていくのか、景観計画の担当と都市マスタープランの担当両方に聞きたいのですがいかがでしょうか。
若林課長	会長のご指摘のとおり、土地利用類型について景観計画でそれぞれのエリアごとに区分しています。都市マスタープランの土地利用の類型の方も見直しとなると、それに連動する形で景観計画の方も改定する必要があると考えております。逆転現象というところについては改めて都市計画課と協議をさせていただきます。場合によっては景観計画は概ね10年で改定という形になりますので、調整がどうしても必要な場合は改定時期の変更も視野に入れていきたいと考えております。
井上次長	今都市景観課の若林課長がおっしゃったとおり、基本的に齟齬が生じたときに丁寧に議論していくということももちろんですが、都市マスタープランの改定をまずスピード感を持って行うことによって、今回の景観計画の改定と齟齬が生じないように進めてまいりたいと考えております。
村山会長	他にいかがでしょうか。なければ、報告第1号 鎌倉市景観計画の改定に向けた取組について、了承としてよいでしょうか。
全委員	～異議なし～
村山会長	特に異論ありませんので、了承といたします。
5 その他	

村山会長	議題は全て終了となります。事務局から他に何かありますか。
井上次長	ご審議ありがとうございました。今後の予定ですが、本日、諮問第6号にてご説明したとおり、都市マスタープランの改定に向けた検討を令和8年度から進めていくにあたり、本審議会の下部組織として小委員会を設けたいと考えております。この件を含めて、次回の審議会を3月26日（木）15時30分から開催したいと考えておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。できましたら、過半数のご出席が見込めるかについて、この場で確認させていただければ幸いです。オンラインも含めて現時点でご出席が難しい方はいらっしゃいますでしょうか。
全委員	～委員の予定確認～
井上次長	それでは、3月26日（木）15時30分からの開催とさせていただきたいと思います。場所は講堂を予定しています。詳細については別途ご案内したいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上となります。
6 報告	
村山会長	委員の皆様から他に何かございますか。なければ、以上で審議会を終了します。ありがとうございました。